# 事務事業評価シート

#### (平成23年度実施事業)

事務事業名	盛岡北部行政事務組合事務事業				事業コード		1696	
所属コード	053500	課等名	<b>序名</b>			係名	計画整備係	
課長名	根本 俊英	担当者	担当者名 佐藤 奈都美		内線番	:号	8304	
評価分類	■一般 □ 公	の施設 [	〕大	規模公共事業		補助金		内部管理

### 

#### (1) 概要

総合計画	施策の柱	環境との共生	コード	6
体系	施策	生活環境の保全	ロ ー ス	1
	基本事業	環境衛生の確保	コード	1
予算費目名	一般会計	4款 2項 1目 一部事務組合負担金 (003-01)		
特記事項				
事業期間	□単年度	■単年度繰越 □期間限定複数年度 <b>開始年度</b>	平成17	7年度
根拠法令等	地方自治法	, 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第4条), 盛岡コ	<b>比部行政</b>	事務組
	合規約			

#### (2) 事務事業の概要

盛岡市(玉山区に限る。)八幡平市、葛巻町及び岩手町のし尿処理を行う盛岡北部行政事務組合に対し、構成市町として分担金を納入するほか、構成市町と組合の運営について協議し廃棄物の 適正な処理と生活環境の保全を図る。

#### (3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

平成 18 年 1 月 10 日に盛岡市と玉山村が合併し、玉山村が構成団体となっていた盛岡北部行政 事務組合の構成団体となった。

#### (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

下水道施設等の普及により処理量は減少傾向にあるが、環境に対する意識の高まりからより一層の環境負荷の軽減が望まれている。

# 

- (1) 対象 (誰が、何が対象か)
  - ① 盛岡北部行政事務組合
  - ② 玉山区から排出されるし尿及び浄化槽汚泥

#### (2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	見込み
A 盛岡北部行政事務組合	組合	1	1	1	1	1
B 玉山区のし尿汲取り及び浄化槽設置世帯数	世帯	3988	3484	3484	3484	3484

# (3) 23 年度に実施した主な活動・手順

- ① 組合構成市として担当者会議等に出席し、組合の事業について、関係団体と協議した。
- ② 玉山区から排出されたし尿等を適正に処理した。
- ③ 組合運営費の一部を負担した。

# (4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目		21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	目標値
A 事務局会議等の出席回数	口	6	6	6	6	6
B 適正に処理されたし尿及び浄化槽汚泥の総処理量	kl	7263	7224	7224	6475	6475
C 1 日あたりのし尿及び浄化槽汚泥の処理量(し尿及び		19.9	19.8	19.8	17.7	17.7
浄化槽汚泥の年間処理量÷処理施設稼動日数)						

# (5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

組合の事業が適正かつ効率的に運営されることにより、対象である玉山区のし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理する。

#### (6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

松無否口	性格	単	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
指標項目		位	実績	実績	計画	実績	目標値
A 適正に処理されたし尿及び浄化槽汚泥	口上げる	%	100	100	100	100	100
の割合	□下げる						
	■維持						

# (7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21 年度実績	22 年度実績	23 年度計画	23 年度実績
事業費	①E	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他( )	千円	81187	86155	86123	83886
	A 小計 ①~⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	70	70	70	70
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	280	280	280	280
計	トータルコスト A+B	千円	81467	86435	86403	87166
備考						

3 事務事業の評価(See)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
<ul> <li>(1) 必要性評価(評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)</li> <li>① 施策体系との整合性 結びついている。組合が適正かつ効率的に運営されることにより、廃棄料され、生活環境の保全に繋がる。</li> <li>② 市の関与の妥当性 妥当である。「法定事務」である。</li> <li>③ 対象の妥当性 妥当である。「法定事務」である。</li> <li>④ 廃止・休止の影響 影響がある。玉山区から発生するし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するこ 「法定事務」である。</li> </ul>	
(2) 有効性評価(成果の向上余地) 向上の余地がある。組合事業が適正に執行されるよう働きかけることに。 一層の環境負荷の低減が見込まれる。	より,経費の削減や
(3) 公平性評価(評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要) 公正である。玉山区におけるし尿処理が必要な区域全体に対して処理できる	体制を整えている。
(4) <b>効率性評価</b> 適正化余地がある。平成 20 年 4 月に、し尿の汲取する処理手数料を改定し 今後とも、受益者負担の観点から、処理手数料の適正な負担のあり方を検討す	ŕ
4 事務事業の改革案 (Plan)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 改革改善の方向性 組合事業が適正かつ効率的に執行されるよう働きかける。	
(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法 盛岡地域,都南地域と整合性を図り事務の改善を行う必要があるとともに, 構成市町及び組合が共通の認識を持つ必要があることから引き続き協議を進め	
5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • •
<ul><li>(1) 今後の方向性 ※どれか一つの「□」を「■」に変えてください。</li><li>■ 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない)</li><li>□ 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む)</li><li>□ 終了・廃止・休止</li></ul>	

# (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

一部事務組合の運営事務であることから現状維持とする。ただし、構成団体として組合の効率 的な運営について引き続き協議していく必要がある。